

第7日

令和8年3月3日（火）

午前11時10分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、4番渡辺毅議員の質問を許可します。4番渡辺毅議員。

（4番渡辺 毅君登壇）

○4番（渡辺 毅君） 皆さん、おはようございます。4番議員の渡辺毅でございます。本日はお忙しい中、傍聴にお越し下さりありがとうございます。また、インターネットを通して御視聴してくださっている皆様、御視聴してくださり、誠にありがとうございます。

さて、先憂後楽という言葉、皆様、聞かれたことはありますでしょうか。この言葉、私は最近までよく知りませんでした。先日、ある市民の方から教えていただきました。1,000年ほど前の中国の北宋の時代の政治家、范仲淹の言葉ということであります。先憂後楽という言葉の意味は、「天下の憂いに先んじて憂い、天下の楽しみに後れて楽しむ」ということでありまして、人々が心配するよりも先に心配して、人々が喜んだ姿を見て、後から喜ぶという意味ということでございます。

范仲淹は何度も左遷されながらも、民のために尽くした人物であったようでございます。権力者におもねることなく、常に民衆の立場に立って政治を行おうとした人物ということでありました。

私も朝倉市議会議員の一人として、この言葉にどこまで近づけるか分かりませんが、心にとめて歩んでいきたいと思えます。

続きの質問は質問席より行いますので、どうぞよろしくお願い致します。

（4番渡辺 毅君降壇）

○議長（小島清人君） 4番渡辺毅議員。

○4番（渡辺 毅君） 昨日の一般質問の中にもありましたが、企画振興部長の答弁にありましたが、北部九州における住みたい田舎3位にランクインしたというお話がありました。

そして、午前中のやり取りにもありましたが、関係人口、そして、人口減少の局面をいかに打開していくかという議論がなされておりました。

昨年、話題にあったのが、消滅可能性都市から、我が市、朝倉市が脱却したということ、昨年はお聞きいたしました。

その中で、人口は減少している、人口動態の中では減少している局面にありますけれども、自然減、亡くなっていく方のほうが生まれてくる方よりも、やはり多い状況であるけれども、社会増に転じていると。社会増、つまり朝倉市から出ていく方よりも朝倉市に入ってくる方のほうが増えていて、しかも、その世代を詳しく見ると、子育て世代が入ってきているということが、私の記憶では、昨年のこの頃の議会のやり取りにありました。ま

さに、そこにスポットを当てて政策を打っていくことが、朝倉市のこれからの未来につながっていくポイントになるのではないかと思います。

先ほどの企画進行部長の答弁の中で、3つのワードが出てきて、水と緑、そして、歴史と文化が豊かなまちであること、そして、人柄が優しく、本当に前向きに捉える人柄があるという、そのことが、やはり朝倉市の財産であり、これから朝倉が伸びていく可能性なのではないかと思っております。

その中の一つである、水のことについて議論を進めてまいります。

朝倉市の最大の売りは、やはり水と緑が豊かにあることであると思っております。「水ひかる朝倉」とも言われておりますし、朝倉のそのマークには、山と緑と水がデザイン化された、それがシンボルマークとなっております。

市内にはきれいな水が豊富にあるため、金川地区では、江戸時代から川茸と呼ばれるスイゼンジノリの繁殖が行われ、幕府への献上品にもなっておりました。このきれいで豊かな水を子や孫など未来の世代に引き継ぐには、今を生きる私たちに何ができるのか、何をしなければならないのかを考えて、まちづくりを行う必要があります。

昨年の10月頃であります、寺内ダムの上流域に合成樹脂製造工場を開設する動きがあることが浮上いたしました。地元としては、事前に何も知らされておらず、寝耳に水の動きでありました。事業者が工場予定地に機材を搬入し、材料が山積みされたことによって初めて地域住民がこの事態に気づきました。事業者が地元の要望を聞き、昨年12月に説明会を開きました。そこに私も参加いたしました。事業内容といたしましては、ペットボトルのキャップ、農業資材などとして使われたビニール・プラスチック類を電気で加熱して溶かして、チップに加工して輸出するという事業であります。地元では環境対策委員会も組織されております。事業者側も地域と共存していきたい姿勢を示しており、地元との話し合いにも応じる姿勢を示しておりますので、私としては、事態の推移を見守りたいと思っております。

今回のケースは、工場の開設予定地が水源地である寺内ダムの上流域でありました。そこでお尋ねいたしますが、現在、朝倉市では工場の建設場所の制限はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 私のほうからは、都市計画法の観点から説明をさせていただきます。

まず、都市計画法第8条第1項におきまして、都市の健全な発展と良好な環境の確保を目的とし、都市計画区域内に用途地域を定めることができるというふうに規定されております。この用途地域は、住居、商業、工業などの土地利用を適切に区分し、建築物の種類や高さ、敷地面積などに関する一定の制限を設けることで、都市環境の保全と安全性の確保を図るという制度でございます。

本市におきましても、都市計画区域内の一部に9つの用途地域を指定しまして、用途に応じた建築制限を設けることにより、周辺環境の保全、適正な土地利用の誘導、そして、将来にわたる都市の健全な発展に寄与しているところでございます。

ちなみに、第一種住居地域等の良好な住環境の保全と居住の誘導を図る地域におきましては、工場の用途等によって建築が制限してございます。

また、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンでは、急傾斜地の崩壊や土石流、地滑りなどが発生した場合に、建築物が損壊し、住民の生命・身体に著しい危険が生じるおそれがある区域として指定されるものでございます。

この区域内におきましては、建築を行う場合には、被害を低減するための特別な構造基準への適合が義務づけられているというふうなことがございます。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 今の答弁でいくと、都市計画区域内であれば、住宅地や工業用地などの指定がされるけれども、区域外であれば、その指定がされないというふうに受け止められました。

では、都市計画区域外であれば指定がされないということは、どこにでも工場が建設されるというふうになるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 都市計画区域及び準都市計画区域におきましては、この用途地域の指定によりまして、工場の立地が制限される地域が存在することは事実でございます。

一方で、これらの区域外には用途地域が指定されていないため、都市計画法による用途規制はかからず、用途地域によって工場の立地が制限されるという仕組みは存在いたしません。しかしながら、都市計画区域外であっても、工場が自由にどこにでも建設できるというわけではないというふうに思っております。

一例を挙げますと、農地を農地以外の用途に変更する場合には、農地法に基づき農地転用が必要となってまいりますし、民有林においては、土地の形質を変更する開発行為の規模が1ヘクタールを超える場合は、森林法による林地開発許可が必要となってまいります。

さらに、盛土や切土によりまして一定の地形変更を伴う工事につきましては、土地の用途にかかわらず、宅地造成及び特定盛土等規制法、いわゆる盛土規制法に基づきまして許可・届出が必要というふうになってまいります。

したがって、都市計画区域外であることは、用途地域による規制がないということであり、工場の立地が無制限であることを意味するものではないということで、工場建設に当たりましては、土地の区分や関係法令の適用関係を個別に確認しまして、適正な手続を経て行わなければならないというふうに考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 今の答弁で、民地法や民有林に当たるケース、そして、盛土規制法など様々な条件がまだありますということが分かりました。

先月の2月でしたけれども、先月の2月に行われた全員協議会で、かつて水源地を守ってきた先輩方の苦労話を聞く機会がありました。水源地では、汚染物質が流出すれば、私たちの飲料水にも影響が出るおそれがあります。また、朝倉市の基幹産業である農業にも影響が及ぶ可能性があります。特に工場の建設地は、火災が起こった場合に、被害が広範囲に及ばないようにするため、消火活動が円滑に行われる環境が求められます。

そこでお尋ねいたします。水源涵養地を工業不可の区域に指定できないでしょうか。環境保全を目的とした特別用途地区に指定できないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 特別用途地域に指定できないかということでございますけれども、都市計画法上、この特別用途地区というのは、用途地域の上に重ねて指定して、その地域の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護を目的として、追加的な用途制限を行う制度でございます。したがって、用途地域内であれば、工場の立地制限や住環境の保全など、地域の実情に応じた多様な規制を設定することは可能でございます。しかしながら、用途地域のない区域には指定できないというものでございます。

今回の合成樹脂製造工場の予定地であります高木地区は、都市計画区域外かつ準都市計画区域外でございます。そのため、用途地域による建築物用途の制限や、特別用途地区等の地域地区による規制といった都市計画法に基づく土地利用規制を適用することができない状況でございます。

なお、この地域が都市計画区域または準都市計画区域に指定された場合であっても、用途地域といった土地利用規制は、将来の市街地形成が見込まれる区域に限って指定されるものでございます。

そのため、用途地域等の都市的土地利用規制を設定できるとは限らないということを申し添えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） いろいろと難しい条件が重なってくるということが分かりました。水源地に工場を設置する場合は、規模にかかわらず、水質、地下水、生態系などへの環境影響評価を市独自で義務づけする必要があるのではないかと考えます。いかがでしょうか、お答えください。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 環境影響評価、いわゆる環境アセスメントですけども、これにつきましては、国の環境影響評価法により、規模が大きく、環境影響の程度が著しい事業を対象に義務づけがされております。

福岡県におきましては、条例により、上乘せ基準を設けている状況でございますが、小

規模な開発を対象としているとはいえない内容であり、また、罰則規定も設けられておりません。

規模につきましては、20ヘクタール以上、10ヘクタール以上というような、かなり大規模な開発につきまして環境影響評価が義務づけられておるといような状況でございます。

水源地保全の重要性につきましては十分理解しておるところですけれども、ダムの上流部をはじめまして、水利用を考えた場合に、広い意味では、朝倉市全体が水源地といえるのではないかというふうにも考えております。

こういった規制を考えます場合に、規制対象となる地域の設定、また、その規模を含めまして、環境影響評価の義務化につきましては、今後も調査研究をしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 環境影響調査については、そのようなことであることは分かりました。

今回のように、事業者は、産業廃棄物とは知らずにそのものを持ち込む場合がございます。今回持ち込まれた漁網も熊本県では産廃でなかったから持ち込んだけれども、福岡県では産廃として指定されておりました。

このように、事業者が「それは知りませんでした」と言わないように対策を講じる必要があります。そのためには、事業者の最初の動きを市側でキャッチする方法が有効かと考えます。

そこでお尋ねしますが、水源地域において、土地を取得または利用について、事前に市長に届出するようにできないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 土地の取得に関する届出制でございますけれども、これは、議員が言われます事前届出制ではございませんけれども、現行制度として、国土利用計画法第23条第1項に基づきます届出制度が既に設けられております。

この制度は、大規模な土地取引が地域の土地利用に及ぼす影響を把握するため、対価を伴う土地の売買、交換、地上権、賃借権の設定など、土地の権利移転行為を行った場合に届出を義務づけるもの、いわゆる事後届出でございます。

この届出が必要となるのは、取引面積が区域ごとの基準面積を超える場合でありまして、その基準は、本市のように非線引きの土地計画区域で5,000平方メートル以上、また、準土地計画区域及び都市計画区域外では、1万平方メートル以上でございます。

また、隣接する複数の土地を一体的に利用すると判断される場合には、その面積を合算して届出対象となる場合がございます。届出義務者は土地の権利を取得した者でありまして、契約締結日から2週間以内に、朝倉市を經由して福岡県へ届出を行う必要があるというものでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 4 番渡辺議員。

○4 番（渡辺 毅君） 基準の面積があるということは分かりましたけれども、この状況であれば、今回のように、やはり基準の面積にかからなかったりとか、新たに構造物を建築する必要がない形で、今回は賃貸という形で、機材を持ち込むという形で参入がされようとしておりますので、ですから、そここのところを事前にキャッチする手だてを何かつくる必要があるんじゃないかと考えているところでございます。

そして、あと、住民の説明会についてであります、水源地域に事業所を設置する場合、住民説明会を義務づける必要があるのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 本市では、都市計画区域内または準都市計画区域内におきまして、1,000平方メートル以上の開発行為を行う事業者に対しまして、適切な指導と規制を行い、健全で文化的な環境の整備を図ることを目的としまして、朝倉市土地開発指導要綱というものを定めております。

住民への説明につきましては、この指導要綱第25条において規定しておりまして、事業者は、開発行為を実施しようとするときは、まず開発行為の概要、それから日照・用排水など生活環境への影響、また、工事中の騒音・振動、その他周辺に影響を及ぼすおそれのある事項について、事前に関係住民へ説明しなければならないというふうに定めております。

さらに、同条第2項におきましては、事業者は住民への事前説明を行った後、その内容を事前説明報告書として市長に報告するとともに、開発行為に関する誓約書を提出する義務があるとしております。

また、第3項では、市長が必要に応じて区会長等から意見聴取を行うことができる旨を規定しております。

このように、市では土地開発指導要綱に基づきまして、開発行為を行う事業者に対し、住民への事前説明を義務づけるとともに、市への報告や誓約書の提出を行わせることで、住民の不安に適切に対応する仕組みを整えているところでございます。

ただし、当指導要綱は、都市計画区域及び準都市計画区域において効力を有するものでございます。都市計画区域外においては適用されないというものです。そのため、都市計画区域外の開発について、地元説明を義務づけることはできない制度というふうになっております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 先ほど御説明いたしました環境影響評価法、国の法律ですけれども、こちらのほうでは、大規模な開発事業を行う場合には住民説明会の開催を義務づけられております。ただし、この事業に該当しない場合には、説明会の義務づけもないということになってまいります。環境影響評価、それから、この住民説明会につきます

ても、調査研究については行っていきたいというふうに思っておりますけれども、法令で義務づけられていない場合におきましても、事業者に対しまして説明会の開催を働きかける、強制とはなりませんけれども、働きかけを行うなど、地域住民の皆さんの不安解消に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 4 番渡辺議員。

○4 番（渡辺 毅君） 準都市計画区域内で適用される法令ということは理解できました。その住民説明会ですが、当初、ある地区に事業者が住民説明会を行い、その後、隣接する別の地区から、説明会をしてほしいと要望があった場合は、事業者は必ずこれに応じなければならないのでしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 先ほど説明しました朝倉市土地開発指導要綱の観点から説明させていただきます。

先ほどの答弁と重複いたしますけれども、開発行為に伴いまして、日照や用排水路への影響、それから工事中の騒音・振動など、その他開発区域周辺に影響を及ぼすおそれのある事項につきましては、その影響を受ける可能性がある相手方に対しまして、事前説明を義務づけるものでございます。したがって、隣接する別の地区で、それらの影響が生じないものの、事業内容の把握を目的とした住民説明会等については、事前説明の義務づけの対象とは考えていないということでございます。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 続きまして、環境の面からになりますけれども、水質汚濁防止法がありますけれども、こちらで定めます特定施設に該当する場合、開発に伴いまして県に届出が必要となってまいります。市といたしましては、県保健所のほうと十分に情報共有を行いながら、また、こういった事業内容なのか、また、住民の方、地元の方が心配されている部分、そういったところにつきましては、市を通しましてコミュニティ等への情報共有、こちらにつきましては行っていきたいというふうに思っております。

ただ、議員が言われますように、強制的に事業所に対して説明をさせることができるかという部分につきましては、先ほどと同じように協力を要請するというような形となってまいります。以上です。

○議長（小島清人君） 4 番渡辺議員。

○4 番（渡辺 毅君） いろいろと難しい部分があるということが分かりますが、今回のケースのように、知ってか知らずか、結果として産廃が持ち込まれていたという事例が発生しております。良心的な事業者のようで、11月中旬に搬出してくれと行政のほうから働きかけたら、その言うことは聞いて、11月中旬に搬出は終わっているようではありますが、やはり何らかの対策を講じなければならない局面に差ししかかっているのではなかろうかと思えます。

水源地に工場が進出する背景には、土地が安く、規制が弱いということが考えられます。環境や市民生活と朝倉市の財政に大きな負荷がかからないように、以上のこと、1つ目が水源地域の指定、2つ目が土地の取得・利用の事前届出、3番目が環境影響評価の実施、4番目が住民説明会の実施を盛り込んだ条例を定めてはいかがでしょうか。

期待される効果といたしましては、水源地への高リスク施設の立地を未然に防止することができます。さらに、地下水・湧水の長期的な保全につながります。また、農業、観光、地域ブランドを維持することにつながります。そして、市民の安心と信頼の確保につながり、将来世代への責任を果たす持続的な地域づくりへとつながるものと考えます。いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 今回の件に関しましては、何の届出、手続もなく、産業廃棄物が持ち込まれていたと。このことにつきましては、地元のほうからの情報をいただきましたので、翌日、市、または県のほうと一緒に現場確認をして、問題であるということで、すぐに指導を行ったということでございます。そういうふうに、法的に位置づけられた問題が起きれば、もちろん対応していくということはありますけれども、言われますように、そのことが事前に情報として入らないか、このことについては、確かに現在定められておりますいろんな法令では気づかない部分というのはあるように思えます。ですが、法令に反するような形での条例制定ですとか、そういったことは当然できませんし、条例を制定する以上は、その根拠または成果等についても十分に検討されなければなりません。

また、環境影響評価、住民説明会等の様々なことを義務化するというような条例をつくっていくということにつきましては、ある意味、地域の活性化を妨げる要因となる可能性もあると思っております。企業の新規参入や設備投資に影響が及ぶおそれもありますので、市といたしましても、条例の制定またはいろんな制限、そういったものを考える際には慎重に取り組まなければならないというふうに思っております。

こういったふうに、企業の事業活動等に与える影響も考慮が必要と考えますが、今後につきましても他自治体の状況を調査研究は続けていくべきであるというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 条例を定める根拠という言葉が出てまいりましたが、条例を定める根拠としては、やはり朝倉市の環境、水と緑を守る、そして基幹産業である農業にも影響を及ぼす可能性があるというだけでなく、この朝倉地域に降った雨、流れて筑後川を下って、福岡都市圏へも影響がありますので、そのところまで考えれば、条例を定める根拠というものは生まれてくるのではないかと思います。水源の環境値の保全につきましては、今後の朝倉市を形づくる重要な要素でありますので、この機会に前向きに取り組んでいただきますようお願いいたします。

続きまして、水環境保全条例のテーマに進んでまいります。

平成29年と令和5年には、豪雨により市内の至るところに被害を及ぼしましたが、今年度は打って変わって少雨による水不足となっており、市内には渇水対策本部が現在設置されております。

市内の上水道の普及状況は、人口約5万人のうち、半分の約2万5,000人が上水道の普及域に住んでおられるようでありまして、それ以外の約半分の2万5,000人は、井戸水、地下水を生活用水として利用しており、市民の約半分が地下水に頼っている状況にあります。

朝倉市では、国が定めた水循環基本法に基づき、令和5年に水循環保全条例が定められております。地下水の枯渇の原因と疑われる場合の対応についてお尋ねいたしますが、市内に、ある施設ができて、その後、間もなく周辺の井戸が干涸びたなどした場合の対応はどうなるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 地下水が枯渇した場合ということでございます。これに関しましては、本市の条例も関係しますので、まず条例について説明をさせていただきますが、市では令和5年4月に健全な水循環の保全に関する基本的な考え方、方向性、施策の基本方針を定めました水循環保全条例を制定しております。この条例に基づきまして、市、市民、事業者の責務を定義することと併せまして、基本的施策を遂行するための事業実施計画の策定、それから実施状況等の公表を行うこととしております。条例と併せまして、この実施計画を基に、現在、地下水位の変動調査というものを令和6年5月から、毎週、市内の27か所、それから湧水調査というのを月1回、10か所で実施しているところでございます。

先ほどの枯渇をした場合ということでございますが、一部地域、一部箇所におきまして、急激な水位低下が生じたという場合は、その連絡を受けてから原因の調査を開始することになります。その上で、原因が明らかに人為的な取水によるもの等ある場合は、条例に基づきまして、立入調査、それから報告を求めることができることとしております。

また、市民生活への支障への除去、それから、その他必要な措置を講じるように指導・勧告をすること、それから措置命令ができるということを規定をしているところでございます。

一方で、地下水につきましては、地形や地層、そういったいろいろな条件によりまして三次元的に流動しているということ、また、一般家庭の利用が多いと思われまして比較的地表から近い浅い層の地下水というものが、降雨の量とか頻度、それから土地の活用状況、地下水の利用状況の影響を大変受けやすいと言われております。これらの要件が複雑に組み合わされることが考えられるところでございます。地下水が低下した原因の究明とか対応には根拠となるデータが必要でございます。そのようなことから、市としては、まずは

現在、地下水の状況を把握しているところでございます。地下水の水位、それから降雨状況、土地利用の変化、そういったものを継続的にデータの蓄積をしているところでございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） この水循環保全条例というものが整備されておりますけれども、この条例を適用して、水がかれて、立入検査を行った事例というものはあるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 条例制定以降は立入調査をしたことはございません。以上でございます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 幸いにも、ある施設ができたことによって周辺の井戸がかれたという事例は、この条例が定まった令和5年以降にはないようであります。

万が一、周辺井戸の枯渇や地盤沈下などが発生した場合は、原因の特定に一定の費用も発生するでしょうし、地下の水の流れが一部始終明らかにならないと、原因を特定すること自体も難しいかもしれません。また、市の水道事業について考えた場合、これまでに埋設した配管を更新する時期に差ししかかっており、これ以上の上水道の地域の拡大も現実的ではない状況です。つまり、上水道の給水域外に居住する市民の皆様は、中長期的に井戸水を生活用水として利用することになります。水の限りがある資源であり、有効に大切に使用するために、朝倉市民の半分がよりどころとする地下水に関しましても、取水量に応じた協力金制度を創設してはどうかと考えます。

調べましたところ、熊本県内の11の自治体で協力金制度が導入されております。地下水の使用量1立米当たり5.7円の協力金を支払っております。これと同じような形で、朝倉市でも地下水を利用する事業者に対して協力金を求める制度を創設してはどうかと思います。いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 協力金制度を創設してはどうかということでございます。熊本県におきまして、そういった事例があるということは承知をしております。熊本県は、県内全域におきまして、全国的にも珍しく水道水源の約8割を地下水に依存しているところでございますし、特に先ほど言われました11の自治体、市町村は、特に熊本地域と言われておりますが、その地域の全ては地下水で賄っているという特殊な地理的、それから歴史的な背景がございます。地下水保全に関する先進的な条例とか取組があるということは承知をしているところでございます。

先ほど言いました熊本地域におけます取組につきましては、地下水を採取する事業者に対しまして、取水量に見合った地下水の涵養事業、例えば、事業所内に雨水をためて地下

に浸透しやすい施設、それから舗装といったものを施したり、また、農家と協働しまして、冬場に使われていない田んぼに水を張って、地下に水を浸透させることで地下水を涵養するような、そういった様々な取組に事業者は努めることとされているものでございます。

議員の言われる協力金というものは、地下水を涵養することに特化した団体がそこにございまして、そこへの寄附という形で、先ほど申しましたような数多くあります地下水涵養活動の取組の中の選択肢の一つとして示されるというものでございます。

先ほど言いましたように、水道水のほとんどを地下水で賄っているということから、資料でちょっと調べましたところ、分かるだけでも昭和57年には既に地下水の調査を始めておられます。現在も継続しているわけですが、その後、調査、それから知見等をいろいろ集めまして、この取組をされたのが平成24年ということを知っております。この地下水の涵養の取組については、重要であると市としても認識をしておるところでございますけれども、一方で地下水の状況というのは地域によって大変異なります。新たな義務とか、そういった仕組みをつくるに当たっては、市内の事業者に対して、新たな義務でありますとか経済的な負担をお願いすることになります。地域経済にも影響を及ぼす可能性もありますので、事業者の理解が大変不可欠であるというふうに思っております。

現段階におきましては、ただちに本市で同様の取組というものは難しいと考えておりますが、地下水涵養の取組は重要であると考えていますので、今後も先進地の取組事例を調査研究をしていきたいと思っておりますし、その取組のためには、やはりそういった継続的な地下水の調査というのは必ず必要となりますので、そういった取組を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 事業者等への配慮が必要ということは、もったものことではありますが、その部分でありますけれども、協力金を求める際は、朝倉市にも湧水の事業者がふるさと納税として非常に市に貢献してくださっておりまして、確か最大のときに、去年か、おとしは28億円近くふるさと納税が入ったというふうに記憶しておりますけれども、そのふるさと納税で市に貢献してくださっている事業者に対しては、もう協力金は十分です、いりませんみたいな感じで加味するとか、あるいは、町内会で区費をたくさん納めている事業者、そしてまたコミュニティに対して何か納めている事業者に対しても、これだけ地域のためにやってくださっているから十分ですというふうな感じで、何らかの形で事業者の皆様と地域とが一つになっていくという、そういう制度ができないだろうかと考えております。

支払っていただいた協力金につきましてですけれども、やはり水源池の涵養を促す事業に充てればよいと考えております。例えばですけれども、中山間地での稲作であります。中山間地は、田んぼ1枚当たりの面積が狭いため、補助金等が適用される認定農業者になるための条件が整いにくい状況に置かれております。しかし、地下水の涵養、そして出水

期の水害の防止という点では、非常に重要なポジションにあります。出水期には、上流域にある中山間地の田んぼで一定量の水を受け止めることによりまして、下流域の水害の発生を緩和することが期待できます。そのような観点で、前向きに取り組んでいただきたいと思います。答弁はいりませんので、次の項目に進みます。

最後の図書館のことについて質問を進めてまいります。私たち朝倉市民が、健康で文化的な生活を送るためには、市が企画する様々な事業に参加したり、民間で運営するサークル活動に参加するなど、幾つかの方法があると思います。その活動のための施設である体育館や文化ホール、図書館などが市内にあります。今回は図書館に着目して話を進めます。

朝倉市内には、中央図書館、あさくら図書館、はき図書館に加え、電子図書館がありますが、それぞれの利用状況をお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 利用状況につきましては、図書カードにより、図書を貸し出した昨年4月から本年1月現在の延べ利用数を報告させていただきます。

中央館が延べ3万2,728人、あさくら館が延べ9,812人、はき館が延べ5,542人で、合計は延べ4万8,082人となっております。このほか、あさくら館で運用しております移動図書館車の利用者数は、延べ9,696人、電子図書館は延べ449人となっております。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 今年度の令和7年4月の数字であります。昨年の数字と比べて、僅かに利用者が減っていた、微減していたというふうに認識しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 令和5年度と令和6年度を比較いたしますと、600人ほど減となっております。今回、令和7年度と令和6年度の1月末現在の利用者数ということで紹介させていただきましたけれども、本年度につきましては、昨年度と比べまして929人の減少ということで、令和5年度と令和6年度を比べましても、今年度のほうが減少率が高いというような状況になっております。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 僅かですが減っているということのようですけれども、私自身のことを考えてみても、以前は多いときには月に1冊ぐらいは読んでいた時期もありますけれども、最近では年に二、三冊くらいまで減っております。朝倉市におきましても、人口が減少しているため微減となっているのか、図書館の利用者が減っている原因はどこにあると考えられますでしょうか。また、解決策や対策など何か講じているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 議員がおっしゃいますように、人口減も一つの要因かと思わ

れております。全国的には、今、子どもたちの活字離れが進んでおります。朝倉市におきましても、若年層の利用が伸び悩んでいるような状況でございます。この背景には、SNSの利用や余暇における娯楽の多様化などが影響しているということで、本を読む機会が減少しているのではないかと推測をしているところでございます。

この解決に向けましては、若年層に向けた本の選書や巡回文庫や移動図書館の充実、学校図書館や読書団体等と連携した取組などを行っている状況でございます。また、デジタルでは得ることが難しい紙の質感や想像力、思考力といった考える力を育むことなどによりまして、本を読む魅力を伝えることで、利用促進につなげていきたいというふうに考えております。

また、1月に新庁舎が完成いたしまして、ピーポートとの距離が近くなっております。庁舎の利用者にも図書館へ足を運んでいただけるような取組を行っているところでございます。実際には、新着図書や話題の書籍、現在実施しているテーマ特集など、そういった情報を庁内1階のテレビモニターで現在紹介をしております。これによりまして、受付などでの待ち時間を有効に活用しながら、図書館の魅力を広く知っていただくきっかけになればと考えておるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） それでは、その特色のある図書館づくりということについてでありますけれども、まず、現在の中央と、あさくらと、はき図書館で運営方針など違いがあるのでしょうか。併せて、電子図書館の今後の取組方針についてお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 朝倉市の図書館全体的な運営方針ですけれども、市民が生涯の各時期に合った理想や生きがいを求め、ひいては学術・文化を高める生涯学習の中核施設となること、これを基本理念としております。

次に、3館それぞれの特徴を申し上げます。

まず、中央図書館につきましては、昭和25年度に開館いたしました甘木図書館を前身としておりまして、郷土ゆかりの文学者、郷土作家の貴重資料を収集しております。特に館の2階にありますふるさと文庫コーナーでは、郷土出身の文学者6人の作品を展示するなど、総合的な図書館機能を有しておりまして、全分野の出版物を網羅的に収集しております。図書資料、視聴覚資料、雑誌等の蔵書が約19万2,000点と、最も多い図書館となっております。また、週2回のお話し会をはじめ、市民向けの成人講座、学校ブックスタートボランティアとの研修会開催、読書団体と連携した読書講演会開催等の活動を行っているところでございます。

あさくら館におきましては、平成元年に移動図書車、おひさま号といいますけれども、この巡回を開始いたしまして、平成6年に開館いたしました朝倉町図書館を前身としております。社協へのお話し会等を行い、特に子どもの読書活動の中核に見据えました児童

サービスの充実を目指しております。先ほども申しましたように、移動図書館サービスの拠点といたしまして、毎月20か所を巡回しているような状況でございます。

はき館につきましては、平成8年に、はき図書室として設置され、現在では、杷木地域コミュニティや子育て支援センターとの連携など、地域に密着した図書館サービスを行っているということで、館、それぞれ特徴がございますので、その特徴を今後も伸ばしていくといった取組をしたいと思います。

あと、電子図書館の関係ですけれども、実際、先ほど延べ利用者数が449人ということで、利用者数が少ないという状況でございます。今後は小中学校に新しいタブレットを導入いたしましたので、なるべく使いやすいような環境といたしまして、学校、図書館との連携によりまして、その辺を今後伸ばしていきたいということを考えている次第でございます。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 電子図書館につきましては、もっと利用者が伸びていく可能性を秘めていると思いますので、周知徹底されると、やはり市民の方も大変喜ばれると思います。

図書館要覧を、この機会に詳細に目を通して見たんですけれども、建物面積がほぼ等しい中央図書館と、あさくら図書館で、利用者が今聞いた数字でも3倍近く違います。あさくら図書館に、あさくら独自の付加価値をつけて、市の内外から利用者呼び込めないかと考えます。そのために、アイデアを公募、アンケートなどを募集してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。お答えください。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） あさくら館につきましては、先ほども申しましたように、移動図書館車の拠点、児童書の充実といった子どもを中心としたサービスに重点を置いておりますけれども、広くて明るく、そういった施設環境のメリットを生かしながら、その魅力を向上できるような取組をしたいと思います。そういった市民の意見等を聞くといったことも行いながら、今後、そのようなところも調査研究をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 市民の意見を聞くやり方ですけれども、最近、私もスマホの中に朝倉市のLINEアプリを入れていまして、そこでプッシュ式で通知が来るので、非常にありがたく情報をキャッチすることができるようになっています。そのアプリなどを使ってアイデアを募集してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 図書館を利用していない一般の、なかなか利用をされていない方からの意見の収集というのも非常に大事なことだと思っております。議員の言われま

す方法も参考に、今後、調査研究をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） 少し前に、別件で筑前町の図書館を訪れた際に、そこが業務委託のパターンでやっているということに気づきまして、朝倉市でその業務委託の形式を取り入れる場合、どういうメリット、デメリットがあるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 一般的なメリット、デメリットということでお答えをさせていただきます。

メリットといたしましては、人件費を含む運営コストの削減、開館時間の延長など、サービス向上の面でメリットがあるのかなというふうに考えております。一方、デメリットといたしましては、契約更新ごとに委託業者が変更になった場合において、司書スタッフの入替えに伴い、調査研究の支援を行うレファレンスサービスや図書資料の選書、利用者との関係性や蓄積された知識の継承などにおきまして、専門的サービスの質が低下する懸念があるというふうに考えております。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） メリットとデメリットがあるということは分かりましたが、今後、朝倉市で業務委託をやる予定はあるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（草場 勉君） 公共図書館には、地域住民の生涯学習を支える場として、最新の情報提供、地域の歴史や文化の普及に資するための地域資料の収集、整理、保存及び学校教育の支援など、多くの役割が求められております。このため、現在、市では直営で運営をしております、この3館の図書館運営について、業務委託の検討は行っていないという状況でございます。以上です。

○議長（小島清人君） 4番渡辺議員。

○4番（渡辺 毅君） ありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小島清人君） 4番渡辺毅議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午後1時から再開します。

午後零時10分休憩